

第2章 普通税

第1節 市民税

（寄附金税額控除）

第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する国立大学法人に対するもの

(2) 次に掲げる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ア 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金

イ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金

ウ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金

エ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金

オ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。）

カ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金

(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。